



1. いじめ問題に対する基本的な考え方
2. いじめ対策の組織
3. 未然防止の取り組み
4. 早期発見の取り組み
5. いじめへの対処
6. 重大事態への対応
7. その他の留意事項
8. いじめ防止指導計画の作成

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となつて、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があり、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」「居心地の良い場所づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条）

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組む必要がある。

（1）いじめは、人間として決して許されない行為である。

- ・いじめは絶対に許されない。
- ・いじめは、いじめる側が100%悪いという毅然とした態度を徹底する。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

（2）いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

（3）いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

（4）いじめは、様々な態様がある。

（5）いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

いじめても良いという理由など絶対にない。

（6）いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

（7）いじめは、解消後も注視が必要である。

（8）いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

（9）いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

（10）現行の基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかやふざけ合い等も背後にある事情を調査する。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ問題対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「いじめ問題対策委員会」の構成員

学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議委員、警察等）

「いじめ問題対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

3. 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」「居心地の良い場所づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、「自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育てることである。」とともに、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍

できる学校づくりを進めていくことである。道徳教育の充実、障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童への組織的な指導を行う。

- ・「いじめ問題対策委員会」は、機に応じて、いじめ問題にかかわる事例研究会（ケース会議）を職員会議後開催する。
- ・すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートしないようにする。
- ・「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。
- ・家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組む。
- ・いじめ防止強化週間を設定し、児童・保護者・地域住民への啓発を行う。
- ・PTA活動でも、主体的な取り組みが行えるよう、役員会を充実させる。

4. 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。いじめは、いつでも、どこにでも、誰にでもあることを常に意識し、決して見逃さないことが重要である。また、事案と思われる状況と思われる時は、個に寄り添った対応をするとともに、複数の教職員による対応も構想する。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。また、アンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

さらに、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための手立て

① アンケート調査

他必要に応じて実施する。

② 学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳

児童理解の手法を組織的に情報交換し、様々な児童理解の引き出しを準備する。

③ Q・U の実施と考察

年間2回、5年生で実施する。希望があれば他学年でも実施する。

④ 個人面談（児童対象）

必要に応じ児童に対し、担任・SC等が面談する。

⑤ 1日観察日、ふれあい日

毎月2回「一日観察日」（「若南ふれあいの日」＝「きずなの日」）を設定し、全職員が児童の登校時から下校時まで可能な限り（特に中休み、昼休み、放課後を活用）児童の近くに寄り添い、その様子をじっくりと観察する。

⑥ 日々の観察

担任ではなく、学年を超えて接する職員からの情報が貴重であるという認識を持ち、様々な角度からの情報が得られるようにする。

⑦ 個別懇談（保護者対象）

必要に応じて随時実施する。（担任、SC 等が応じる）

⑧ 保健室の様子を随時情報として共有する。

⑨ 周りの友達からの相談

⑩ 保護者からの相談

⑪ 地域の方からの情報

5. いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・相談・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に配慮した指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・相談・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、必要に応じて所轄警察署と連携し、相談する。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、「いじめ問題対策委員会」が中心となり、設置者からの指示に従って必要な対応を図る。

3 いじめを受けた児童又はその保護者への支援

4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

5 いじめが起きた集団への働きかけ

6 スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめへの対応

スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置付ける。

7 いじめに対する措置

いじめが「解消」と判断するためには、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たされなければならないということを共通理解し、長期的な展望のもと取り組む。

6. 重大事態への対応

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日改訂）文部科学省」により適切に対応していく。

重大事態ガイドラインの構成

- 第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的
- 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え
- 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢
- 第4章 重大事態を把握する端緒
- 第5章 重大事態発生時の対応
- 第6章 調査組織の設置
- 第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明
- 第8章 重大事態調査の進め方
- 第9章 調査結果の説明・公表
- 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護
- 第11章 調査結果を踏まえた対応
- 第12章 地方公共団体の長等による再調査

7. その他の留意事項

- 1 校務の効率化
児童と向き合う時間の確保。(特に「きずなの日」の業間・昼休み・放課後等を積極的活用) 教職員の業務の見直しを行い、相談時間を一層確保するなど、教育相談体制を充実させる。
- 2 学校評価
体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組の継続
- 3 地域や家庭との連携について
学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築。より地域・保護者の協力を得られるようにする。
- 4 子どもの側からいじめ対策が進められるよう、学級活動等で取り組む。
- 5 各月の長期欠席児童生徒調査結果から、いじめが事由と推定される事案については、注意深く見守り、かつ状況調査も行い、いじめが原因で30日以上の不登校となった時は、重大事案として「いじめ問題対策委員会」による調査を開始し、市教育委員会・関係諸機関とも連携を図る中で、事案解決に向けて、対策を進める。また市教育委員会に逐次報告する。
- 6 いじめが解消したとされる以下の2つの要件を満たした時とする。
 - 1) いじめにかかる行為が止んでいること。(3か月を目安とする)
 - 2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。この2つの要件による判断は、被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

8. いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会 議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	教員研修	職員会議
防 止 対 策	学級開き 懇談会等 で啓発	事案発生時に緊急対応会議の開催				教育相 談機関 SC との面談
			ネット 防犯教室	学年懇談		
		S C との面談等				
早 期 発 見	★若南ふれあいの日 Q-U の実施と結果の考察	★若南ふれあいの日 いじめ防止強化週間	★若南ふれあいの日 いじめア ンケート	★若南ふれあいの日 学校評価	教育相 談機関	★若南ふれあいの日

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会 議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議
防 止 対 策	★若南ふれあいの日	★若南ふれあいの日	★若南ふれあいの日	★若南ふれあいの日	★若南ふれあいの日 学年懇談	★若南ふれあいの日
	S C との面談等				S C との面談	
早 期 発 見	Q-U の実施と結果の考察 いじめ防止強化週間	いじめア ンケート	個別懇談 教育相 談機関	学校評価		教育相 談機関

※各担任が計画的に年間通して個別面談を実施する。

いじめア
ンケート

は、定期的に行うが、必要に応じて実施する場合もある。

令和7年4月10日 改訂